

令和3年第3回（10月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 日（10月19日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
職務のため出席した事務局職員	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
議会運営委員長の報告	5
会期の決定	7
諸報告	7
一般質問	8
管理者提出議案の上程及び説明	24
議案第5号の説明、質疑、討論、採決	26
議案第6号の説明、質疑、討論、採決	27
議案第7号の質疑、討論、採決	29
閉会中の継続審査の件	31
管理者挨拶	32
閉 会	32

埼玉中部環境保全組合告示第4号

令和3年第3回（10月）埼玉中部環境保全組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年10月12日

埼玉中部環境保全組合 管理者 宮 崎 善 雄

1 期 日 令和3年10月19日（火）午前9時

2 場 所 埼玉中部環境センター 議場

3 附議事件

- 1) 議案第5号 埼玉中部環境保全組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 2) 議案第6号 令和3年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）
- 3) 議案第7号 令和2年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 3 名)

1 番	川 崎 葉 子	議 員	2 番	金 子 雄 一	議 員
3 番	野 本 恵 司	議 員	5 番	田 中 克 美	議 員
6 番	中 野 昭	議 員	7 番	湯 沢 美 恵	議 員
8 番	桜 井 卓	議 員	9 番	保 角 美 代	議 員
1 0 番	渡 邊 良 太	議 員	1 1 番	齊 藤 嘉 宏	議 員
1 2 番	戸 谷 照 喜	議 員	1 3 番	柳 谷 泉	議 員
1 4 番	神 田 隆	議 員			

○ 不 応 招 議 員 (な し)

令和3年第3回（10月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録

○議事日程 第1号

令和3年10月19日（火曜日） 午前9時開会

開会及び開議

- 第1 議事日程の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議会運営委員長の報告
- 第4 会期の決定
- 第5 諸報告
- 第6 一般質問
- 第7 管理者提出議案の上程及び説明
- 第8 議案第5号の説明、質疑、討論、採決
- 第9 議案第6号の説明、質疑、討論、採決
- 第10 議案第7号の質疑、討論、採決
- 第11 閉会中の継続審査の件

閉 会

○出席議員（13名）

1番	川崎葉子	議員	2番	金子雄一	議員
3番	野本恵司	議員	5番	田中克美	議員
6番	中野昭	議員	7番	湯沢美恵	議員
8番	桜井卓	議員	9番	保角美代	議員
10番	渡邊良太	議員	11番	齊藤嘉宏	議員
12番	戸谷照喜	議員	13番	柳谷泉	議員
14番	神田隆	議員			

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	宮崎善雄	君
副管理者	原口和久	君
副管理者	三宮幸雄	君
代表監査委員	田中光一	君
会計管理者	藤倉聡	君
事務局長	成井治久	君
総務課長	小川輝由	君

○職務のため出席した事務局職員

書記	神田将大
----	------

◎開会の宣告

(午前 9時06分)

- 神田 隆議長 ただいまから令和3年第3回埼玉中部環境保全組合議会定例会を開会いたします。
本日の出席議員は13名ですので、定足数に達しております。よって、本会議は成立いたします。
なお、説明者として関係者の出席を求めていますので、よろしくお願いいたします。
-

◎開議の宣告

- 神田 隆議長 これより本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 神田 隆議長 日程第1、議事日程の報告を行います。本日の議事日程につきましては、お手元に配付してございますので、ご了承願います。
-

◎会議録署名議員の指名

- 神田 隆議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
埼玉中部環境保全組合議会会議規則第88条の規定により、11番、齊藤嘉宏議員、12番、戸谷照喜議員、13番、柳谷泉議員を指名いたします。
-

◎議会運営委員長の報告

- 神田 隆議長 日程第3、議会運営委員長の報告を行います。
去る10月12日に議会運営委員会が開催されておりますので、委員長より、その結果の報告をお願いいたします。
柳谷議会運営委員長。
- 柳谷 泉議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、日程第3、議会運営委員長の報告を申し上げます。
去る10月12日午前9時30分から、当センター会議室におきまして、本日の議会日程等について協議をいたしました。皆様のお手元に配付してございます議事日程について、順次説明を申し上げます。
日程第4、会期の決定につきましては、本日1日限りといたします。
日程第5、諸報告につきましては、管理者諸報告であります。
日程第6、一般質問、通告者は4名であります。なお、質問は3回までとし、答弁を含め1時間以内と申し合わせておりますので、よろしくお願いいたします。
日程第7、管理者提出議案の上程及び説明であります。

日程第8、議案第5号 埼玉中部環境保全組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例。

日程第9、議案第6号 令和3年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）。

日程第10、議案第7号 令和2年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について。

日程第11、閉会中の継続審査の件。

以上でございます。

次に、日程第7、管理者提出議案の上程及び説明の後、日程第10、議案第7号 令和2年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について、田中代表監査委員より決算審査報告がございます。その後、休憩を取りまして、全員協議会を開催することに決定いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

議事日程は以上であります。

その他といたしまして、議会開会前の令和3年度表彰式挙行について協議がなされ、議会定例会開会前の挙行と決定いたしました。

次に、コロナ対策における議席等へのアクリル板の設置について協議がなされ、各議席に設置がされております。また、自席での各発言については、着席のまま行うこととなりました。

次に、議会傍聴者への対応について協議がなされ、密を避けることが困難であるため、議会の傍聴につきましては、傍聴者を3名までとし、議会当日8時30分までに受付を済ませた方が3名を超えるときは、抽せんとするに決定をいたしました。

次に、令和3年度人事院勧告に基づく期末手当の改正が予定されております。当組合の職員の給与条例は、鴻巣市を準用しており、鴻巣市が11月30日に予定されております12月議会定例会で人事院勧告どおり改正されますと、組合職員の12月期末手当は自動的に0.15月分引下げとなります。当組合では、特別職及び議員の期末手当の率につきましては、職員と同様の率で推移してまいりました。しかしながら、特別職及び議員の期末手当の率につきましては、構成市町の状況を鑑み、関連する条例改正を11月30日までに告示する必要があります。議会運営委員会としては、組合議会開会の時間がないと認められますので、地方自治法第179条の規定により、専決処分をすることにやむなしと決定をいたしました。

次に、令和3年度の議会行政視察研修について協議がなされ、今年度の開催は中止することで決定をいたしました。

また、今議会においては一般質問者が4名であることから、午後までかかることが見込まれるため、昼食を用意することにいたしました。

以上が議会運営委員会の報告であります。よろしくお願い申し上げます。

○神田 隆議長 ありがとうございました。

◎会期の決定

○神田 隆議長 日程第4、会期の決定につきましては、柳谷議会運営委員長の報告のとおり、10月19日、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定しました。

◎諸報告

○神田 隆議長 日程第5、諸報告を行います。

管理者から第2回定例会以降の報告を求められておりますので、その報告をお願いいたします。

宮崎管理者。

○宮崎善雄管理者 本日ここに、令和3年第3回埼玉中部環境保全組合議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

議長のお許しをいただきましたので、本年第2回議会定例会以降の事務の執行状況について報告申し上げます。

お手元に配付させていただきました令和3年4月から令和3年9月までの上期の運転状況について申し上げます。管内の搬入ごみ量は、可燃ごみが1万8,096.17トン、粗大ごみが872.88トン、合計1万8,969.05トンであり、昨年度と比較いたしますと、可燃ごみ386.37トンの減、粗大ごみ35.34トンの減、合計421.71トン、2.17%の減でありました。当組合管内から発生したごみ処理量は、可燃ごみ、粗大ごみともに減少しております。今後もごみの減量化に向けた啓発活動等、構成市町のさらなるご協力をお願いを申し上げます。

他団体からは、桶川市から2,731.96トン、小川地区衛生組合から766.52トンの可燃ごみを処理しております。

また、灰の処分につきましては、合計2,729.10トンをセメント原料として処理委託しております。施設の運転、維持管理業務につきましても、順調に推移をしております。

次に、7月19日付で2市1町から新ごみ処理施設に関する勉強会への参加について依頼があり、7月27日に臨時の正副管理者会議を開催し、勉強会へオブザーバーとして事務局長が参加することを了承いたしました。

次に、第2期大間最終処分場につきましては、関東地方整備局大宮国道事務所が中心となり、大間地区廃棄物処分場対策検討会議において、全量撤去工法が最適であるとの判断がされました。その後、関東地方整備局事業評価監視委員会で全量撤去案が了承されております。7月28日には大宮国道事務所及び上尾道路受注コンサルタントと、これまでの大間処分場に関する資料の確認と全量撤去に向けての必要な資料の提供についての打合せが行われました。

また、10月上旬から下旬にかけ、大間処分場の形状の確認及び埋められた廃棄物の現状の確認のため、試験掘りが行われることとお聞きしております。

次に、新たなごみ処理施設の整備促進に関する基本合意について、9月16日付で管理者宛てに、2市1町より新たなごみ処理施設の整備促進に関する協議について依頼があり、10月5日の正副管理者会議において基本合意書の内容について協議し、令和4年4月1日より埼玉中部環境保全組合において事務を進めていくことを確認をいたしました。

結びに、今後もより健全な財政運営及び安全な施設運営に努めてまいりますので、議員の皆様の一層のご指導、ご協力をお願いを申し上げ、諸報告とさせていただきます。

○神田 隆議長 管理者の諸報告が終わりました。

◎一般質問

○神田 隆議長 日程第6、一般質問を行います。

質問通告者は4名であります。質問及び答弁は簡潔にお願いいたします。

1番目の通告者、川崎葉子議員の質問を許可いたします。

川崎議員。

○1番 川崎葉子議員 おはようございます。議席番号1番、川崎葉子でございます。議長よりお許しをいただきましたので、これより一般質問を行います。

件名1、新たなごみ処理施設の整備促進について。要旨(1)、基本合意書締結について管理者はどのように考えているのか。先ほど管理者から報告がありましたが、本年9月16日、鴻巣市、北本市、吉見町を構成市町とする新たなごみ処理施設の整備促進に関する基本合意書が締結されました。地域住民にとって喫緊の課題であり、新ごみ処理施設建設がようやくスタートラインに立ったと思います。そこで、管理者に基本合意書締結に至った点を踏まえて、新たなごみ処理施設の整備促進への決意を伺います。あわせて、合意内容についてはどのように認識されているのか伺います。

要旨(2)、今後のスケジュールについて。令和4年4月1日から埼玉中部環境保全組合での協議を目指すとしていますが、あと5か月余りですので、準備をどのように進めていくのか伺います。

ア、4月1日までどのような準備が必要か。

イ、職員体制の拡充は。埼玉中部環境保全組合職員定数条例第2条で、(1)、管理者の事務部局の職員10人、(2)、議会の事務部局の職員2人、(3)、監査委員の事務部局の職員1人、2、前項第1号の職員は、同項第2号及び第3号の職員を兼ねることができる。第3条では、「前条各号に掲げる職員の定数の職の配分は、それぞれ任命権者が定める」とあります。現在は職員5名体制ですが、新ごみ処理施設組合の事務局を設置し、事務を遂行するに当たって、職員体制についてはどの程度の拡充を考えるのか伺います。

ウ、新ごみ処理施設整備の進捗状況について、組合議会への報告はどのように行う考えか。組合

設置後、新ごみ処理施設整備の進捗状況について、組合議会議員への報告はどのように行う考えか伺います。

件名 2、埼玉中部環境センターの施設機能の維持管理について。要旨（1）、ごみ焼却処理施設精密機能検査の実施状況は。埼玉中部環境センターは、新たな施設が完成するまでごみ処理業務を継続することとなります。令和 3 年度にごみ焼却処理施設精密機能検査を行う予定ということでしたので、進捗状況を伺います。ごみ焼却処理施設精密機能検査は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 5 条の規定に基づいて行う精密機能検査第 5 条では廃棄物処理施設の維持管理上必要なおおむね 3 年に 1 回行う定期的な検査となっております。おおむね 3 年に 1 回行う定期的な検査ということですが、前はいつ行ったのか。その結果、各設備の状況及びどのように整備されたのか伺います。そして、今年度の検査ではどのような状況だったのか、整備の方針と修繕計画について伺います。

以上です。

○神田 隆議長 質問が終わりました。

執行部より答弁を求めます。

宮崎管理者。

○宮崎善雄管理者 それでは、川崎議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

初めに、（1）の基本合意締結について管理者はどのように考えているかということでございます。議員皆さんがご案内のとおり、この埼玉中部環境保全組合、組合が設立してから 44 年が経過をし、ごみ処理の運転をしてからは今年で 38 年目を迎えてございます。施設の老朽化は皆さんご案内のとおりというふうに思ひまして、そしてごみ処理は一日たりとも休むことができない事業でもございます。

その中で、鴻巣、行田、北本、そして吉見町を含む 9 市町村で、新たなごみについてはそれぞれ別の方向で進められてございました。様々な事業の進捗の中で、経過の中で共に埼玉中部資源循環組合、鴻巣行田北本環境資源組合、解散という形になりました。そして、新たに鴻巣、北本さんで勉強会が開催をされてございまして、そこに吉見町も参加をさせていただいて、そういう経過を踏まえた中で新たに 2 市 1 町の埼玉中部環境保全組合の長年揺るぎない協力関係、そして地域の皆様方にご協力をいただいて、38 年間このごみ処理ができてきたわけでございます。

そういった設立から現在に至るまで、当然課題があったかというふうに思いますけれども、2 市 1 町で力を合わせてここまでやってきた、そういった揺るぎない強固な枠組みで新たなごみ処理場がスタートできるということは、私は非常にありがたいことでもありますし、一日も早く新しい施設を住民の皆様方、そして議会の皆様方にもご理解をいただいた中で早期に建設をしていくべきであろうというふうに思っています。

そして、基本合意の内容 3 点でございますけれども、既に議員の皆様方もご案内のとおりかとい

うふうに思いますけれども、まずは枠組み、そして建設予定地、そして事務局に関することの3点でございますけれども、この3点につきましても、2市1町でごみ処理を進めていく中では、その在り方に沿った内容であろうというふうに理解をしているところでもございます。

その他の質問につきましては、事務局長から答弁をいたさせますけれども、今私も答弁をさせていただいたように、しっかりと2市1町で議論を深め、多くの皆様方にしっかりと理解をいただくような事業を進めてまいりたい、そのように考えているところです。

以上です。

○神田 隆議長 成井事務局長。

○成井治久事務局長 川崎議員さんのご質問にお答え申し上げます。

(2)、今後のスケジュールについてのア、4月1日までどのような準備が必要か、イ、職員体制の拡充はについてでございます。基本合意書の締結により、9月16日付で鴻巣市長、北本市長、吉見町長から管理者に、新たにごみ処理施設の整備促進に関する協議の依頼がございました。10月5日の正副管理者会議において、基本合意書の確認と、新たにごみ処理施設の整備は令和4年4月1日から当組合の事務として進めることの確認がなされておりますことから、議会終了後、新年度に向けて必要な事務の準備を予定してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ウ、新ごみ処理施設整備の進捗状況について、組合議会への報告はどのように行う考えかについてでございます。組合議会は年3回定例会が予定されておりますので、各議会では進捗状況の報告をしておりますが、その間に議会への報告案件などが生じた場合には議長とも調整をさせていただき、臨時議会もしくは全員協議会をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、件名2、埼玉中部環境センターの施設機能の維持管理についての(1)、ごみ焼却処理施設精密機能検査の実施状況はについてでございます。前回実施したのは、当組合で新施設建設計画が白紙になった直後の平成25年度であります。当調査では、施設の根幹となる燃焼設備及び灰押出設備等に劣化損傷が集中しており、ポンプ類等の設備にも老朽化、また電気計装設備関係においては部品の調達が困難になるため整備が必要との結果が示されました。

これを受けまして、平成26年に平成30年度までの当センター修繕計画を立案して、平成27年度から実施してまいりました。主な修繕としては、プログラム装置、ごみクレーン、計装設備、ろ過式集じん装置、ごみ計量機など14件の修繕を実施いたしました。しかしながら、年々計画には予定されていない突発的な修繕が発生するたびに、修繕計画を見直しながら、令和3年度まで6件を追加してまいりました。

今年度の精密機能検査は、5月13日に指名競争入札を実施し、日本環境工学設計事務所と契約を締結いたしました。当初の3か月間は、これまでの施設の運転管理、維持管理のデータ整理と粗大ごみ処理施設の処理機能状況調査、設備装置等の調査を実施し、9月から11月末まではごみ焼却処理施設の処理機能状況調査、設備装置等の調査を実施している状況でございます。契約期間は令和

4年1月31日でございますので、1月末までには検査結果の報告がされる予定となっております。その結果を基に、新施設の稼働予定を勘案しながら修繕計画を立案する予定であります。

以上でございます。

○**神田 隆議長** 答弁が終わりました。

川崎葉子議員。

○**1番 川崎葉子議員** それでは、再質問は2点ございます。

初めに、件名1、新たなおみ処理施設の整備促進についての要旨（2）、今後のスケジュールについてでございます。この議会が終了しましたらば、速やかに今後の準備を進めるということでありました。このア、イ、ウについてお伺いをいたします。すぐに準備を進めるということでしたが、例えば職員数、11人が必要となれば条例改正も必要になってきます。新たなおみ処理施設の整備に当たって、おおよそのスケジュールをお聞きいたします。

再質問の2つ目でございますが、件名2、埼玉中部環境センターの施設機能の維持管理についての要旨（1）、ごみ焼却処理施設精密機能検査の実施状況はについて再質問をいたします。今後の精密機能検査の予定はいつ頃と考えているのか伺います。また、整備、更新が必要との判断については、費用対効果についてどのように考えていくのか伺います。

以上です。

○**神田 隆議長** 2回目の質問が終わりました。

執行部より答弁を求めます。

成井事務局長。

○**成井治久事務局長** 川崎議員さんの再質問にお答え申し上げます。

今後のおおよそのスケジュールということですが、令和4年度から事務を進める上では、まず必要な予算の編成をしなくてはなりません。構成市町では予算編成時期でもありますので、11月中には職員体制の整理をし、4月1日からの業務として想定できる基本計画等のスケジュール案の準備は必要と考えておりますので、議会終了後速やかに協議、検討してまいります。また、今後事務の準備を進める中で条例などの改正が必要となれば、議会に上程してまいりたいと考えております。

2点目の今後の精密機能検査の予定は、また整備、更新が必要との判断についてと、費用対効果についてどのように考えていくのかでございます。今後の精密機能検査につきましては、現施設の状況と新施設の進捗状況に照らし合わせながら計画してまいりたいと考えております。

当センターは稼働から37年以上が経過しておりますことから老朽化は否めない状態でありましたので、今回の検査結果を基に修繕計画を立案していかなくてはならないと考えております。しかしながら、当センター焼却炉は3炉ありますが、新施設の稼働時期を注視しながら、例えばボイラーを修繕する場合、3炉全部の修繕をするのではなく、2炉分の修繕で運転管理は可能なのか十分精査しながら、今後の設備機器修繕が無駄とならないように、できる限り必要最小限の修繕計画に心

がけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○神田 隆議長 2回目の答弁が終わりました。

よろしいでしょうか。

○1番 川崎葉子議員 はい。

○神田 隆議長 以上で川崎議員の質問を終了いたしました。

2番目の通告者、桜井卓議員の質問を許可いたします。

桜井議員。

○8番 桜井 卓議員 8番、桜井卓です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

件名1、新たなおみ処理施設の整備についてです。去る令和3年9月16日に、鴻巣市、北本市、吉見町の2市1町により、新たなおみ処理施設の整備促進に関する基本合意書が締結されました。その基本合意書は2市1町で締結をされたものですが、合意書の一番上に、新たなおみ処理の整備促進に関する枠組みについて、「鴻巣市、北本市、吉見町の2市1町による枠組みで、埼玉中部環境保全組合を事業主体として、新たなおみ処理施設の建設を行う」としております。これまで勉強会という形で2市1町で検討を重ねてきたものが基本合意書の締結という形で結実をしまして、今後はこの組合が事業主体となって新たなおみ処理施設の建設を行うということですが、基本合意書の合意事項の3番目では、事務局を埼玉中部環境保全組合内に設置するとされております。

そこで、要旨の1番目としまして、組織体制と予算について伺います。埼玉中部環境保全組合で新たな建設を行うとありましたが、今の事務局体制で新施設の建設準備を行うのは厳しいだろうことは容易に想像ができるわけです。新施設整備に向けて組織体制をいつ、どのように構築していくのか、またそれに伴う予算措置をいつ行う予定かについて伺います。先ほどの川崎議員の質問と重なるところがありますので、簡潔に答弁をお願いしたいと思います。

次に、要旨の2、必要な調査と計画の策定についてでございます。新たなおみ処理施設の建設に向けて、様々な手続が必要になってくるものと思います。例えば、鴻巣行田北本環境資源組合では平成28年2月に一般廃棄物処理基本計画を策定、広域処理に向けた基本調査統一の方針を実施しております。また、同じタイミングで、メタン化、バイオガス化の施設の基礎調査も実施をしています。また、平成29年2月に施設整備基本計画を策定、PFI等導入可能性調査を実施しています。さらに、平成28年11月からは環境影響評価、いわゆる環境アセスメントを実施しております。

このように新たなおみ処理施設を整備しようとするれば様々な調査、計画が必要になってくるわけですが、埼玉中部環境保全組合における新おみ処理施設の整備に向けた今後の調査の実施計画の策定の予定についてお答えいただきたいと思います。

次に、要旨の3、建設予定地の正式決定の手続についてです。基本合意書の2番目では、建設予

定地は鴻巣市郷地安養寺地内とするとしております。しかしながら、本組合で建設する施設ですから、最終的な決定は本組合において行うのが当然です。そのために現時点では予定地とされているものだと理解しております。鴻巣行田北本環境資源組合で建設地を決定する際には、構成市の職員、市民、有識者、組合議員などを委員とした新施設建設等検討委員会を設置をしまして、建設候補地を決定いたしました。建設候補地の設定に当たりましては、その前段階として基本的条件を設定をし、候補地を53か所選定し、基本的条件に従って評価をし、最終的に1か所、郷地安養寺地区に決定するという手続を行っております。本組合における新施設整備に当たりましては、候補地を53か所も選ぶかどうかということは別としまして、まず基本的条件を定め、それに合致した項目を選定する。その選定に当たっては、正副管理者だけではなく、有識者や地元住民、組合議員などを委員とした委員会においても協議を行う必要があると考えますが、いかがでしょうか、お答えください。

1回目の質問は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○神田 隆議長 質問が終わりました。

執行部より答弁を求めます。

成井事務局長。

○成井治久事務局長 桜井議員さんのご質問にお答え申し上げます。

件名1、新たにごみ処理施設の整備についての(1)、組織体制と予算についてと、(2)、必要な調査と計画の策定についてでございます。

基本合意書の締結により、9月16日付で鴻巣市長、北本市長、吉見町長から管理者に、新たにごみ処理施設の整備促進に関する協議の依頼がございました。10月5日の正副管理者会議において、基本合意書の確認と、新たにごみ処理施設の整備は令和4年4月1日から当組合の事務として進めることの確認がなされておりますことから、(1)の組織体制と予算につきましては、議会終了後、新年度に向けて必要な事務の準備を予定してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、(2)、必要な調査と計画の策定につきましては、4月から新しい体制で策定されるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、(3)、建設予定地の正式決定の手続についてでございます。新たにごみ処理施設の整備促進に関する基本合意書では、「施設の建設予定地は鴻巣市郷地安養寺地内とする」と記されております。建設予定地の決定につきましては、多くのところでも新施設の建設に関する検討委員会などを設置されて、協議、検討がされてきた事例があります。4月以降、新施設の建設に関する検討委員会などにおいて協議、検討がなされるものと想定されます。

なお、新施設の建設に関する検討委員会などの設置に当たりましては、条例などの整備が必要であると考えております。

以上でございます。

○神田 隆議長 答弁が終わりました。

桜井議員。

○8番 桜井 卓議員 ありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきます。

まず、要旨の2、必要な調査と計画の策定についてです。1回目の答弁で、4月から新しい体制で策定されるということだったのですけれども、4月から職員数は増えて、担当が増えることがあっても、事業主体が変わるわけではありませんので、着手は来年度以降となるのは当然として、今後どういった調査あるいは計画が必要なのかということは、4月以降新体制ができたならということではなく、すぐにでも検討して、必要があればその計画策定に必要な予算などは来年度の当初予算に計上するべきだというふうに考えるわけですが、この点いかがでしょうか。まずお伺いします。

それから、もう一点、要旨の3についてです。建設地については、新施設の建設に係る検討委員会などを設置をして協議、検討されると想定しているという答弁だったと思います。検討委員会での協議、検討を行うことで建設地の正当性を担保されるものだと思いますので、ぜひそのような形で進めていただきたいと思います。目指す施設の方角で固まらないと、検討委員会での協議、検討のベースとなるものがないと思いますので、まずはその基本的条件の設定、これを急ぐ必要があるのかなと思います。次の定例会でその新施設の整備に向けた様々な条例あるいは予算が提案されると思いますので、その中でしっかりと審議させていただきたいと思います。

1つだけ再質問で確認させていただきますが、1回目で検討委員会の設置などに条例などの整備が必要であるというご答弁だったのですけれども、これは検討委員会がその機関に当たるということで、設置ですとか検討委員会の委員の報酬等に関する規定、こういったところで条例の改正が必要になるという認識でよろしいでしょうか。よろしくお願いします。

○神田 隆議長 2回目の質問が終わりました。

執行部より答弁を求めます。

成井事務局長。

○成井治久事務局長 桜井議員さんの再質問にお答え申し上げます。

今後どのような調査、計画が必要なのか、今すぐに検討しないのかにつきましては、まず4月から取り組まなくてはならない業務としては基本計画等の策定ではないかと想定されますので、議会終了後速やかに協議、検討してまいります。

また、令和4年度から事務を進める上では、まず必要な経費を検討して、新年度予算には計上してまいりたいと考えております。

2点目の検討委員会などの条例整備は、委員会の設置や委員への報酬等に関する規定なのかについてでございます。桜井議員さんのご指摘のとおりでございます。ごく一般的な所掌事務、組織、任期、委員会会議、委員の報酬等を委員会設置条例として規定されるものと考えております。

以上でございます。

○神田 隆議長 管理者。

○宮崎善雄管理者 先ほどの最初の川崎議員さんのご質問にも出ていましたけれども、まず新たな職員の人数ですとか、そういった部分も、まず来年4月から事務をスタートするに当たってどういう事務をやっていくのかというスケジュールリングがまず必要かなというふうに思っています。一度に多くの人数を入れるのではなくて、まずどういう事務を進めていくかによって人数が決まってくる。そして、冒頭の私の答弁で話をしましたけれども、共に別の組合で事業を進めてきて、様々な他の大きな事務の進め方というのは違いがないのだというふうに思っています。

ですから、まず大きなところは、組合の設立がないということ。ですから、組合の設立をするのであれば協議会等を事前に設置をするということがあるのですけれども、まずそこがない。そういったところから、それ以降の事務については、鴻巣行田北本環境資源組合あるいは埼玉中部資源循環組合で事務を進めてきたことを2市1町の担当職員にも、組合からそういう打合せの機会をぜひ取るようにということで事務局長のほうには指示をしているところでもございます。そういった流れをしっかりとつくっておくことが大切かというふうに思いますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○神田 隆議長 2回目の答弁が終わりました。

以上で桜井議員の質問は終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時49分

再開 午前10時04分

○神田 隆議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

3番目の通告者、戸谷照喜議員の質問を許可いたします。

戸谷議員。

○12番 戸谷照喜議員 12番、戸谷でございます。通告に従いまして質問させていただきます。

1つ目はプラスチック製品の処理状況がどういうふうになっているのかということです。

2番目には、同じくペットボトルです。ペットボトルの処理状況はどのようになっているのかということです。

3番目には、粗大ごみの処理状況を具体的に教えてもらいたいと思います。粗大ごみには事業系のものと家庭のものがありますけれども、加えてリユースはどのようになっているのか、これについてお聞きしたいと思います。

4番目には、生ごみの処理方法。現在は焼却をしているわけですが、今後どのように考えていくのか。今後の課題になるかと思っておりますけれども、現在考えている状況で結構ですので、教え

てもらいたいと思います。

それから、5番目には、10年後の生ごみの量の変化をどのように予測しているのかということですので。大分先の話ですけれども、今後の参考にしなければならない点ですので。

6番目には、埼玉中部環境センターの現在の部署ごとの人員体制を教えてくださいと思います。

以上です。あとは自席で行います。

○神田 隆議長 質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

成井事務局長。

○成井治久事務局長 戸谷議員さんのご質問にお答え申し上げます。

件名1、ごみの各種処理状況の実態と処理方法及び人員等についての1、プラスチック製品の処理状況と、2、ペットボトルの処理状況についてでございます。この処理につきましては、構成市町の分別により、それぞれの所管となっておりますことから、当センターへの搬入はございませんが、例えば吉見町の実態としては、プラスチック製品は北海道の日鉄セメント工場でセメント原料として利用され、ペットボトルはウィズペットボトルリサイクル栃木工場でリサイクル加工されていると伺っております。

次に、3、粗大ごみ処理状況を具体的についてでございます。粗大ごみは家庭系と事業系が搬入されますが、処理の工程及び方法は同じであります。持ち込まれた粗大ごみは粗大ごみ処理施設の回転式破砕機で破砕され、選別機器により鉄やアルミ、木くずなどの5種に選別され、鉄やアルミは有価物として売却し、木くずなどは可燃ごみと一緒に焼却処理しております。また、布団やじゅうたんなどの粗大ごみは、裁断機で一度細かく裁断してから焼却処理しております。当センターではリユースの取組はしていませんが、リサイクルとして鉄やアルミ等11品目を有価物として売却し、収入としております。

次に、4、生ごみの処理方法は今後どのように考えていくかについてでございます。新たなごみ処理施設の整備の中で、今後生ごみの処理方法についても協議、検討がなされるものと考えております。

次に、5、10年後の生ごみの量の変化をどう予測するかについてでございます。お手元にお配りしております令和3年度運転状況報告書の3ページに環境調査関係のごみ組成の結果が示されておりますが、この数値は乾燥した状態での割合ですので、水分は含まれていない状態であります。生ごみは厨芥類ですが、水分量を換算いたしますと、その割合は可燃ごみの約35%と言われております。2市1町の過去10年間の可燃ごみの推移を見ますとほぼ横ばいとなっておりますが、10年後につきましては人口の減少が予測されますので、生ごみについても減少することが想定されます。

次に、6、埼玉中部環境センターの部署ごとの現在の人員はについてでございます。現在は総務課3名、施設課2名であります。

以上でございます。

○神田 隆議長 答弁が終わりました。

戸谷議員。

○12番 戸谷照喜議員 それでは、再質問をちょっと簡潔にさせていただきます。

1 番目には、今後のリユースの取組をどういうふうにするのかということなのです。このリユースにつきましては、私ども資材をここへ持ち込んだときに荷物を見て感ずるのですけれども、こんなに立派なものが捨てられているということで、もったいない精神がどこか出てきてしまうのです。これを要するに潰して焼却してしまうというのは非常にもったいないという気持ちがあるのですが、そういう点からリユースの仕組み、例えば缶ですとか自転車、家電なんか、こういったものをリユースする仕組みというか、利用する方法を考えて、そういった場を設けて、市民の皆さんに再利用していただくという方向が検討されないものかどうかということをお伺いしたいと思います。

それから、2 番目には、前回もちょっと言いましたけれども、今後の問題なのですが、生ごみの処理の仕方が私はこのごみ処理施設の決定打になるというふうに思っています。生ごみを燃やして地球環境の破壊に手助けをするのか、あるいは生ごみを資源化して地球環境を守るのか、どちらの道を選ぶのかというのは今問われているわけです。ご承知のとおり、日本は世界の中でも焼却場が圧倒的に桁違いに多いです。例えば、これは厚生労働省が平成27年度に発表した数字ですけれども、1,243という焼却場がありました。規模の大小によって違うかと思いますが、アメリカは351、フランスは188、ドイツは154、イギリスは55ということで、数の点からいって世界の7割は日本で占めているわけですね、焼却場。もう燃やす時代というのは、したがって終わったということですので、私は今後は生ごみの処理をどうするのかというのが本当に大きな課題になるというふうに思いますけれども、その点で、この前も言いましたように、福岡県の大木町の施設について勉強する必要があるというふうに思いますけれども、これについてどのようにお考えになっているのかということですか。

3 番目には、職員体制についてお聞きしておりますけれども、ほかの議員の方が質問していただいておりますので、これは省略をしたいと思いますので、以上2点についてだけお答えをお願いしたいと思います。

○神田 隆議長 2 回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

事務局長。

○成井治久事務局長 戸谷議員さんの再質問にお答え申し上げます。

1 点目の今後のリユースの取組についてでございます。今後の新たなごみ処理施設の整備の中で、リユースということも含めて協議、検討がなされるものと考えております。

2点目の大木町の生ごみ処理は参考にできないのかということでございます。大木町の生ごみ処理方法についても、今後の新たなごみ処理施設の整備の中で協議、検討がなされるのではないかと考えております。

以上でございます。

○神田 隆議長 戸谷議員。

○12番 戸谷照喜議員 そういうことになれば、今後の勉強会なり研究会で以上の2点については広く深く、ぜひ検討していただきたいと思います。ここら辺が今後のごみ処理施設の私は根本的な問題になるというふうに思っておりますので、ぜひご検討お願いしたいと思います。要望を最後に、質問を終わります。

以上です。

○神田 隆議長 戸谷議員さんに申し上げます。要望ではなく、意見でいいですか。

○12番 戸谷照喜議員 要望を含めてという意味ですから。

○神田 隆議長 以上で戸谷議員さんの質問を終了いたします。

4番目の通告者、齊藤議員の質問を許可いたします。

齊藤議員。

○11番 齊藤嘉宏議員 改めまして、おはようございます。齊藤嘉宏でございます。それでは、議長より発言の許可がありましたので、質問いたします。

今気候変動による脅威と被害は、日本でも経験したことの無い、このような形で豪雨や暴風、猛暑など極めて深刻です。今年の夏も大雨特別警報や緊急安全確保の指示が頻繁に出され、洪水、土石流が起これ、多数の死者や行方不明者、大きな被害がもたらされております。豪雨災害では最大の被害額となった2018年の西日本豪雨、千曲川や阿武隈川の堤防の決壊など2019年の台風19号、球磨川水系での大洪水が起きた2020年での熊本豪雨など、何十年に1度とされる豪雨災害が毎年発生しております。猛暑も頻繁に起こるようになり、2018年の夏の猛暑の中では各地が40度を超える、あるいは5月から9月までの間に熱中症による救急搬送人数は過去最多となっております。海水の温度の上昇や海流の変化は異常気象の原因となるとともに、海の生態系に悪影響を及ぼし、漁業への打撃も伴っております。日本は、西日本豪雨や猛暑あるいは台風21号などがあった2018年に、気象変動の被害を受けやすい国ランクで見ると、世界第1位です。そして、翌年の2019年も、台風19号の被害などで第4位となりました。気候危機は、日本に住む私たちにとって緊急に解決しなければならない死活的な大問題となっております。

そこで伺います。地球温暖化対策を、菅前首相は2050年まで二酸化炭素の排出量をゼロにする宣言をした。2050年までに達成可能にするには、2030年に削減目標の45から50%の削減が求められております。新たなごみ処理施設の整備促進に関する基本合意はされましたが、埼玉中部環境保全組合が過去にまとめたリサイクルプラザ構想について、以下のように質問します。

1つとして、地球温暖化対策が叫ばれている昨今、埼玉中部環境保全組合が作成のリサイクルプラザ構想とはどんなのかということで細かく質問しますが、1つ目として、リサイクルプラザ構想、これは組合が作成したものでありますけれども、この作成までの経過はどうなっておりますでしょうか。

2つ目、リサイクルプラザ構想が棚上げになった理由は何ですか。

3つ目、その後ごみを燃やす焼却方法に転換した理由は何ですか。

4つ目、今後の廃棄物処理計画についてお願いいたします。

5つ目として、埼玉中部環境保全組合のリサイクルプラザ建設基本構想について、もう少し詳しく質問します。その1点目、このリサイクルプラザ構想の理念はどのようなものか。

2つ目が、リサイクルプラザ構想の基本概念は。その中で、廃棄物処理の資源化及びリサイクルプラザ事業の整備事業というものについて説明お願いいたします。

その3つ目、資源の回収機能としてはどういう分別が必要か。

4つ目、地域活動機能はどのようになっているか。

5つ目、不用品の回収あるいは提供について。

6つ目、地域活動の機能というものの、このリサイクルプラザ構想の中に入っておりますけれども、その特色についてお願いいたします。

次、7つ目として、その運営体制は。

最後でありますけれども、リサイクルプラザ事業を今後の新しいごみ処理施設の整備についての検討はということであります。

以上です。再質問は自席にて行います。よろしく申し上げます。

○**神田 隆議長** 質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

成井事務局長。

○**成井治久事務局長** 齊藤議員さんのご質問にお答え申し上げます。

件名1、地球温暖化対策が叫ばれている昨今、埼玉中部環境保全組合が策定のリサイクルプラザ構想とは1、リサイクルプラザ構想のできるまでの経過はについてでございます。平成11年2月に埼玉中部環境保全組合管内協議会会長から管理者に、今後の廃棄物処理等についてリサイクルプラザ建設の具申がされました。これを受けまして、平成12年1月にリサイクルプラザ建設基本構想を策定したものであります。

次に、2、リサイクルプラザ構想が棚上げになった理由はについてでございます。平成15年10月の当組合議会において、全国的に市町村合併が進められており、鴻巣市、吉見町はそれぞれ合併協議を進めていたことから、その推移を見守るとして、一時凍結することが決定されたわけでありませう。

次に、3、その後ごみを燃やす焼却方法に転換した理由はについてでございます。平成17年10月の合併で新鴻巣市が誕生し、この2年間の当組合議会において、ごみの減量化を図る上ではリサイクルプラザと焼却施設を一体化した施設をより広域的に建設することが望ましいと協議されてまいりました。この結果を踏まえまして、平成19年2月の当組合議会において施設整備検討委員会の設置が決定され、同年7月から協議が進められてまいりました。当委員会では環境負荷の低減及びエネルギーを有効利用し、地球温暖化防止に配慮した施設等を基本的な考え方として、ごみ焼却処理施設の計画が進められてきたわけであります。

次に、4、今後の廃棄物処理計画はについてでございます。9月16日に鴻巣市、北本市、吉見町は新たなごみ処理施設の整備促進に関する基本合意書を締結し、同日付で管理者に新たなごみ処理施設の整備促進に関する協議の依頼があり、10月5日の正副管理者会議において、令和4年4月から当組合の事務として進めることが確認されております。廃棄物処理計画は4月から新しい体制で協議されるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、5、埼玉中部環境保全組合のリサイクルプラザ建設基本構想等についてのi、リサイクルプラザ構想の理念はについてでございます。リサイクルプラザ基本構想では、社会経済が発展する中で、ごみ量の増大により、ごみの適正処理困難性やごみ質の多様化等のごみ問題が提起され、質の高い生活の持続的発展を可能にするため、環境負荷を低減し、廃棄物の循環を促進し、大量廃棄型社会からごみゼロ社会の究極を目標として、廃棄物循環型社会の実現を理念としております。

次に、ii、リサイクルプラザの基本概念はの①、廃棄物処理の資源化はについてでございます。不燃物から鉄、アルミ等の金属、瓶等を回収し、資源化する事業、また可燃物から廃木材や紙類等を回収し、資源化または固形燃料化する事業を廃棄物資源化事業とし、さらには不用品の補修、再生品の展示のための事業が定められております。

②リサイクルプラザ整備事業につきましては、リサイクルプラザはその機能面から資源回収機能、地域活動機能、複合機能に分別されており、地域の条件等により整備内容が検討されてまいります。

次に、iii、資源の回収機能としての分別はについてでございます。廃棄物から資源を回収し、リサイクルの推進を図ることを目的といたしまして、不燃物を処理して資源化するマテリアルリサイクルと、可燃物を処理して資源化するサーマルリサイクルに分類されております。

次に、iv、地域活動機能はどのようになるのかについてでございます。地域住民が主体的に事業に参加することを通じて、分別の徹底、廃棄物の発生抑制などを目標とする機能を中心に整備される施設であり、広く地域住民の理解が得られるような啓発が必要となる施設であります。

次に、v、不用品の回収、提供はについてでございます。地域活動機能の一つとして、再生利用の対象となる家電製品、家具、自転車などの不用品を回収し、その不用品を再生し、展示、陳列などを提供する機能として再生利用施設があります。

次に、vi、地域活動機能の特色はについてでございます。住民の積極的な参加があること、廃棄

物には各種の関わり方があること、対象とする住民の特性を考慮する必要があること、活動の持続性に配慮が必要なことなどが挙げられております。

次に、vii、運営体制はについてでございます。廃棄物の減量化、資源化を促進し、循環型社会の構築を図ることが運営の目的となりますが、リサイクルプラザは単にごみ処理施設ではなく、地域住民が主体的に参加する地域活動機能を持つ施設であることから、その運営体制につきましては住民の利便性を最優先に検討していく必要があります。

次に、viii、リサイクルプラザ事業を今後のごみ処理施設の整備に向けての検討はについてでございます。リサイクルプラザ建設基本構想は平成12年1月に策定され、20年以上が経過しております。この間、経済状況や地球温暖化対策等を含めた環境全般への取組、ごみ問題に対する住民ニーズなどは大きく変化しております。しかしながら、この基本構想は当時検討された貴重な資料でありますことから、今後の新しいごみ処理施設の建設整備には一資料として検討されるものと考えております。

以上でございます。

○神田 隆議長 答弁が終わりました。

齊藤議員。

○11番 齊藤嘉宏議員 ありがとうございます。それでは、2回目の質問に移ります。

まず1点目なのですが、埼玉中部環境保全組合でリサイクルプラザ構想が策定されるまでの経過として時系列に見ますと、平成12年1月、基本構想の策定後、12年6月にリサイクルプラザ、これの推進委員会が設置されております。14年9月に、リサイクルのこの推進委員会の会長から管理者に、リサイクルプラザ建設に当たっての提言がされていると思います。さらに、15年3月に実施基本計画書が作成され、15年5月に組合議会で説明されていることと私は理解しております。これでよろしいでしょうか、計画書は。

2点目、リサイクルプラザ構想が棚上げになった理由なのですが、このリサイクルプラザ構想の内容を確認すると、大変すばらしい内容であると思います。そして、何ゆえ、中では凍結という表現を使っておりますけれども、凍結になったのか。その理由として、組合構成の市町の合併協議会問題があったということですが、組合議会でリサイクルプラザ建設に向けて新しい焼却施設と併用、そしてより広域の意見が出されるとありますけれども、この中ではやはり吉見、鴻巣のこの合併問題、これが大きな原因ではないかなというふうに理解しております。そのとおりだと私は思いますので、これはこれで結構です。

次、3点目、その後のごみの焼却方法に転換した理由はなのですが、新焼却施設の建設の動きというものがあった。しかし、焼却することというふうになると、二酸化炭素ガス、これを発生させ、地球温暖化を推し進めることになると思います。また、環境負荷の低減及びエネルギーを有効利用し、地球温暖化防止に配慮した施設等が基本的な考えではないかと思っております。ごみ処理施

設の計画が進められてきた、その答弁の中で言うておりますけれども、そのことは結果として二酸化炭素が発生するものになることは明らかであります。ごみを燃やすのではなく、リサイクルとして再利用することが世界中で今求められていることであります。このことについてどのように思われるか質問します。

次に、平成18年3月の埼玉中部環境保全組合の正副管理者の会議などで、平成19年5月以降委員会を再開し、違う委員会で検討する旨を管理者に具申し、正副管理者会議で協議し、新委員会要望で提起し、あるいはリサイクルプラザ新焼却施設、不燃ごみ等の問題、そういうことを踏まえた協議検討を進めていったことは、これはその当時の管理者会議の中で了解しております。こういう問題についてなかったものですから、意見として出しておきます。

4点目の今後の処理計画についてでありますけれども、今後新しいごみ処理施設の計画の中で、ごみ等廃棄物は捨てるのではなく再利用する、この立場で、今後の課題として廃棄物処理計画の一つとしてこのリサイクルプラザ構想を再提起ができると思うのですが、これについてお願いしたい。そして、参考としては、平成19年1月のこの組合の正副管理者会議の中でこのような関連文書が、会議の3ページにありますけれども、これを今後確認し、資料として付け加えておきたいと思いません。

次に、細かい内容ですけれども、構想の理念については先ほど回答あったとおりでと思います。

次、2点目の概念についても回答どおりでよろしいと思えます。

続きまして、資源回収の機能についてでございますけれども、リサイクルプラザ構想の冊子があるのですけれども、その冊子の21ページ、あるいは29から30ページ、これは持っている方は分かると思うのですけれども、不燃物を処理して資源化するためにマテリアルリサイクル、あるいは可燃物を処理して資源化するサーマルリサイクル、先ほど回答がありましたけれども、これの目的、用途別に、特に生ごみの堆肥化及びプラスチックの資源化についてリサイクルの再利用することが求められておりますけれども、これについてももう少し説明いただければと思います。

次に、地域活動についてでございますけれども、これも先ほど答弁ありましたので、これについてはそのとおりでと思います。

それから、次に不用品の回収についてでございますけれども、今使い捨て社会の中で生活を見直すことあるいはごみの減量化を目指すこと、それにさらに3R活動の一環として、家庭での不用品となった家具、衣類、雑貨などの販売を施設で行っておりますけれども、こういう廃棄物処理施設事業としての特色というものをもう少し、分かれば具体的に説明いただければと思います。

次に、地域活動機能についてですけれども、やはり地域活動の特色など、さっき答弁がありました。加えれば、住民が設備の利用の主体である。あくまでも住民主体で運営することが基本ではないかと思えますので、この点どう思っているか伺います。

運営体制については、やはり地域住民が主体的に参加する地域活動機能を持つ施設である。この

ことは今後の運営体制についても住民の利便性を最優先する検討、これが必要だと思いますので、やはりこの中での答弁というものが分かりましたので、よろしくお願いいたします。

最後に、このリサイクルプラザ事業を、今後の新ごみ処理施設を検討する上でこの問題を十分に理解し、そしてそういう方向で二酸化炭素をいかに減らしていくか、30年、50年先にゼロにするように、そのためにはどういう施設にするかということを検討するための参考にするようお願いしたい。

以上が質問であります。

○神田 隆議長 2回目の質問が終わりました。

執行部より答弁を求めます。

事務局長。

○成井治久事務局長 齊藤議員さんの再質問にお答え申し上げます。再質問は8点と受け止めておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○成井治久事務局長 1点目のリサイクルプラザに関係する経過につきましては、ご指摘のとおりの時系列でございました。最終的にリサイクルプラザ実施基本計画が平成15年3月に策定されたものであります。

次に、2点目のリサイクルプラザ構想が棚上げとなった理由につきましては、ご指摘のとおり、合併協議問題、焼却施設との併用、広域化のご意見によるものでございました。

次に、3点目のごみは燃やすのではなく再利用することについてはでございますが、リサイクルプラザ建設基本構想の策定につきましては、当時のごみ処理問題や環境施策、地域性等を十分勘案して策定されたものと考えております。

次に、4点目の新たなごみ処理施設建設にリサイクルプラザ構想を再提示するのにかについてでございます。新たなごみ処理施設の整備計画等を作成する中で参考となる部分は、当然協議、検討がなされるものと想定いたしております。

次に、5点目の生ごみとプラスチック類の再利用につきましては、新たなごみ処理施設の整備計画等を作成する中で協議、検討がなされるものと想定いたしております。

次に、6点目の廃棄物処理施設整備事業としての特色についてですが、1つ目が、再生利用、再利用する住民が施設を活用すること、2つ目が、保管、展示、交換設備が含まれること、3つ目が普及、啓発の機能があること、この3点と認識しております。

次に、7点目の住民が設備の利用の主体であることも地域活動機能の特色ではないのかとのことですが、ご指摘のとおり、地域活動や啓発活動をする住民に活動の場を提供することから、住民が設備の利用の主体であることも地域活動機能の特色として考えられております。

次に、8点目の事業運営推進の基本的な考え方につきましては、今後新たなごみ処理施設の検討

がなされる段階で協議されていくものと想定しております。

以上でございます。

○神田 隆議長 2回目の答弁が終わりました。

齊藤議員。

○11番 齊藤嘉宏議員 ありがとうございます。最後のですけれども、この組合で作ったリサイクルプラザ、こういう冊子が2冊あります。2分冊あります。これは立派な資料なのです。私、ある程度見させてもらったのですけれども、そういう意味で今後の新しいごみ処理施設の中で特に基本計画書、これの80から81ページ、さらには92から93ページ、これの検討内容です。これは本当に素晴らしいものであります。今後の検討、そしてごみ処理施設を検討する上で参考になるので、これを活用をお願いできればということで、これで終わります。

以上です。

○神田 隆議長 答弁よろしいでしょうか。

○11番 齊藤嘉宏議員 いいです。

○神田 隆議長 以上で齊藤議員の質問を終了いたします。

通告のありました一般質問を終結いたします。

暫時休憩します。

ここで田中代表監査委員の入場を許可いたします。お願いいたします。

休憩 午前10時44分

〔監査委員入場〕

再開 午前10時45分

○神田 隆議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎管理者提出議案の上程及び説明

○神田 隆議長 日程第7、管理者提出議案の上程及び説明を行います。

提出議案につきましては、管理者にその説明を求めます。

宮崎管理者。

○宮崎善雄管理者 議長の命により、提出議案の説明をさせていただきます。

議案第5号 埼玉中部環境保全組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。職員のサービスの宣誓に関する政令の一部改正に伴い、字句の整理及び様式を改正いたしたいとしますのでございます。

次に、議案第6号 令和3年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）について申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,579万5,000円を追加し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ7億2,814万9,000円といたしたいとするものであります。

歳入につきましては、財産収入13万9,000円及び繰越金1,565万6,000円の増額であります。歳出につきましては、議会費4万5,000円、総務費1,348万2,000円及び衛生費226万8,000円の増額であります。

次に、議案第7号 令和2年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について申し上げます。歳入総額は7億3,609万6,806円で、予算現額に対し627万1,806円の増であります。

歳入の主なものといたしましては、分担金及び負担金4億8,073万1,000円、使用料及び手数料1億4,946万700円、繰入金4,897万9,000円であります。

次に、歳出につきましては、支出済額7億1,544万397円、執行率98.03%であります。歳出の主なものといたしましては、総務費6,481万1,875円、衛生費6億4,601万5,126円であります。

以上、決算の概要を申し上げましたが、監査委員のご意見を付し、議会の認定を賜りたいとするものであります。

議案第5号から議案第7号について、その概要を申し上げましたが、細部につきましては事務局長に説明をいたさせます。

以上、3議案について、慎重審議の上、原案のとおり可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○**神田 隆議長** 以上で、提出議案について管理者の説明が終わりました。

ここで、議案第7号 令和2年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定については、先般、決算審査が実施されておりますので、代表監査委員にその報告をお願いいたします。

田中代表監査委員。

○**田中光一代表監査委員** 皆様、監査委員の田中でございます。ただいま議長よりご指名をいただきましたので、令和2年度決算審査についてご報告させていただきます。

地方自治法第233条2項の規定に基づきまして、去る8月20日、当組合管理者から付されました令和2年度埼玉中部環境保全組合一般会計歳入歳出決算につきまして、当組合議会から選出されました渡邊監査委員とともに、当組合会議室において監査を実施いたしました。

現金出納等の諸帳簿、関係書類等を照会いたしました結果、決算等の計算数値には誤りはなく、決算書類及び附属書類は適正に作成され、その内容も適切に処理されていることが認められましたので、ご報告を申し上げます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○**神田 隆議長** どうもありがとうございました。

ここで、暫時休憩いたします。

引き続き全員協議会を開催いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

休憩 午前10時51分

〔監査委員退場〕

再開 午前11時31分

○神田 隆議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第5号の説明、質疑、討論、採決

○神田 隆議長 日程第8、議案第5号 埼玉中部環境保全組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

成井事務局長。

○成井治久事務局長 議案第5号 埼玉中部環境保全組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

本案は、令和3年4月1日の職員のサービスの宣誓に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、職員のサービスの宣誓の際に署名及び対面を不要とするため、字句の整理などをいたしたいとするものであります。

最後のページの新旧対照表をお願いいたします。第2条中「又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式」を「に別記様式」に、「に署名して」を「を提出して」に改める。

別記様式につきましては、縦書きを横書きへと改めるものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○神田 隆議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 これをもって討論を終結したいと思います。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○神田 隆議長 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の説明、質疑、討論、採決

○神田 隆議長 日程第9、議案第6号 令和3年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより事務局長に細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

成井事務局長。

○成井治久事務局長 議案第6号 令和3年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）につきまして説明申し上げます。

表紙の裏面、1ページをお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,579万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,814万9,000円とするものであります。

詳細につきまして申し上げますので、2枚おめくりいただき、5ページをお願いいたします。初めに、歳入ですが、3款財産収入、1節利子及び配当金13万9,000円の増額につきましては、11月2日に施設整備基金積立金預金利子が確定いたしますので、増額をするものであります。なお、預入先は埼玉中央農業協同組合西吉見支店のJAバンクで、利率は0.01%であります。

5款繰越金、1節繰越金1,565万6,000円の増額につきましては、前年度繰越金の確定に伴い、繰越しをするものであります。

次に、歳出ですが、1款議会費、1目議会費、1節報酬3,000円、3節職員手当等4万2,000円の増額につきましては、本年5月に構成市町臨時議会で当組合選出議員の改選が行われ、7名の議員が交代されました。交代された議員の報酬につきましては、在職期間に応じて日割り計算となっておりますので、3,000円の増額、期末手当につきましては交代前の議員さんが100分の80、また交代

された新しい議員は100分の30というような規定となっておりますので、その割合で計算させていただきますと期末手当4万2,000円を増額するものであります。

次に、歳出ですが、6ページをお願いいたします。2款総務費、1目一般管理費71万3,000円を増額の主なものは、本年4月1日付の人事異動で前総務課係長の派遣が解かれ、新たに吉見町役場から職員1名の派遣がございましたので、総務課係長として受け入れた人件費関係でございます。内訳につきましては、2節給料58万3,000円の減額、3節職員手当等7万8,000円を増額、4節共済費22万9,000円の減額であります。

3節職員手当等の内訳ですが、扶養手当8万4,000円を増額、地域手当2万8,000円の減額、通勤手当3万5,000円を増額、期末手当12万2,000円の減額、勤勉手当9万1,000円の減額、児童手当20万円の増額であります。

27節公課費2万1,000円を増額につきましては、公害健康被害補償予防協会賦課金の確定に伴い、増額するものです。なお、増額の理由につきましては、新型コロナウイルスの影響により、令和2年度の工場の休業、閉鎖が多くなり、賦課料率の基礎となる工場などの硫黄酸化物の排出量が少なくなったことにより、賦課金単価が値上げしたものであります。

2目財政調整基金費、25節積立金1,405万5,000円を増額につきましては、財政調整基金に積立てをいたしたいとするものであります。財政調整基金の状況につきましては、現基金残高は2,830万1,165円となっておりますが、この1,405万5,000円を補正いたしますと4,235万6,165円となる見込みであります。

3目施設整備基金費、25節積立金14万円の増額につきましては、11月2日に発生する積立金利子を施設整備基金に積立てしたいとするものであります。補正後の基金残高は14億147万2,410円となる見込みであります。

3款衛生費、1目清掃総務費、4節共済費2万8,000円を増額につきましては、施設課職員1名の共済掛金の標準報酬額の変更に伴うものであります。

2目塵芥処理費、11節需用費224万円の増額につきましては、補給水ポンプ修繕126万円、減温水配管修繕98万円をお願いするものであります。補給水ポンプはボイラー水を送る軟水装置に送水するポンプで2台ありますが、うち1台が使用不能となっており、交換をするものであります。減温水配管修繕は、バグフィルター入口前で、排ガス温度を下げる減温塔に処理水を送る屋外配管の一部が腐食し、漏水が発生しており、早急に交換が必要であることから、修繕をお願いするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○神田 隆議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

反対討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 次に、賛成討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 これをもって討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○神田 隆議長 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○神田 隆議長 日程第10、議案第7号 令和2年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定についてを議題といたします。

休憩中に事務局長から細部説明がありましたので、これより質疑を求めます。

湯沢議員。

○7番 湯沢美恵議員 すみません。先ほど塵芥処理費についてちょっと聞き漏らしましたので、お聞きしたいと思います。

16、17から18、19ページにかけての塵芥処理費の中の委託料についてです。委託料というのは基本的にそんなに大幅な増減というのではないのではないかとちょっと思っていたものですので、確認をさせていただきたいと思います。排ガス処理及び計装コンプレッサー点検整備委託料とか排ガス分析装置点検整備委託料とかというのが昨年より大幅に上がっているように思うのですが、その辺りについてお示してください。

それと、19ページのほうの破碎ショベルローダー点検整備委託料についてもご説明いただきたいと思います。

それと、一番下の計量機点検整備委託料というのは毎年行われているのでしょうか。

その辺りについて確認をさせてください。お願いします。

○神田 隆議長 事務局長。

○成井治久事務局長 湯沢議員さんの質問にお答え申し上げます。

17ページの13節委託料で、前年度に対して増減した理由でございます。まず、排ガス処理及び計装コンプレッサー点検整備委託料は、令和2年度が8年に1度の全体整備ということで、例年の整備箇所より多く実施したことによるもので、当初予算から500万円が増額されておりました。

次に、排ガス分析装置点検整備委託料は、点検整備内容に変更はありませんでしたので、当初予算では同額でありましたが、指名競争入札の結果、落札額に差が生じたものであります。

19ページの破碎ショベルローダー点検整備委託料の減額につきましては、令和元年度はブレーキ等の整備を実施したことにより、令和2年度は46万1,000円が当初予算から減額されておりました。

次に、最後の計量機点検整備委託料は、計量法に基づき、2年に1度の性能検査を受けなければなりませんので、令和2年度に実施したものであります。ですから、隔年で実施するものでございます。

以上です。

○神田 隆議長 湯沢議員、よろしいでしょうか。

○7番 湯沢美恵議員 はい。

○神田 隆議長 ほかに質疑はありませんか。

桜井議員。

○8番 桜井 卓議員 8番、桜井卓です。歳出の3款衛生費、1項清掃費、2目塵芥処理費のうち11節需用費のうちの修繕料になりますが、令和2年度の決算では2,930万5,759円です。平成30年度の決算額は約7,000万円、令和元年度は約8,600万円でございます。令和2年度に大きく修繕料が減額した要因として、財政調整基金の残高がかなり目減りしてきているということで必要な修繕ができなかったのか、それとも計画どおり修繕を行ってきたのですけれども、令和2年度にはたまたま修繕が少なかったのか、その辺りの原因について伺いたいと思います。

それから、もう一点は、財政調整基金は前年度末から比べて約半減という形でかなり減ってきておりますが、今後の修繕を行っていく上でちょっと影響があるのではないかと思います。この辺りの評価について伺いたいと思います。

○神田 隆議長 事務局長。

○成井治久事務局長 桜井議員さんのご質問にお答え申し上げます。

17ページ、塵芥処理費の11節需用費の修繕料、こちらは決算額が減少しているということで、財政調整基金の残高が少ないから修繕ができないのかということですが、財政調整基金は確かに2,800万円程度でございましたが、たまたまこの平成27年度から修繕計画を立ててまいりました。計画の上では30年度で終わるわけなのですけれども、突発的な修繕が発生したことにより、毎年見直しをしながらやってまいりまして、令和3年度にずれ込んだ修繕がありまして、それがたまたま2,900万円の中でできたということでございます。

次に、財政調整基金がかなり少ないので、今後大変ではないかというご質問ですが、これにつきましては現在桶川市のごみを受け入れておりますので、そちらのほうから利潤が上がりますので、その余剰金を財政調整基金のほうには積み立てて、もう少し安定した基金を積み立てていきたいというふうに考えております。

以上です。

○神田 隆議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 これをもって討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○神田 隆議長 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり認定されました。

◎閉会中の継続審査の件

○神田 隆議長 日程第11、閉会中の継続審査の件についてを議題といたします。

柳谷議会運営委員長から、地方自治法第109条の2第5項の規定により、次の議会の会期日程等、議会運営に関する事項について閉会中の継続審査としたいとの申出がありました。

お諮りいたします。柳谷議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎管理者挨拶

○神田 隆議長 以上で、本定例会に提案されました議事は全て終了いたしました。

ここで管理者から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

宮崎管理者。

○宮崎善雄管理者 議長のお許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げさせていただきます。

本議会にご提案申し上げました議案につきまして、慎重審議をいただき、原案のとおり可決、認定をいただき、誠にありがとうございました。

当センターは、昭和59年に稼働して以来、本年で38年目を迎えておりますが、地元の皆様、議員各位のご理解をいただいて順調に運転をさせていただいており、深く感謝を申し上げる次第でございます。

令和4年度より新たなごみ処理施設について協議が始まりますが、新施設が完成するまでの間、当センターを適切に維持していかなければならない。その上で保守点検整備等を実施しながら、安全、安心な施設として維持管理に努めてまいりますので、今後ともご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

結びに、議員各位の今後のご健勝にてのご活躍、ご期待を申し上げ、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○神田 隆議長 ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○神田 隆議長 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和3年第3回10月埼玉中部環境保全組合議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午前11時57分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年10月19日

議 長 神 田 隆

署 名 議 員 齊 藤 嘉 宏

署 名 議 員 戸 谷 照 喜

署 名 議 員 柳 谷 泉